

会計規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、経理の統一的処理を通じて、その事業の財政状態及び経営成績を把握し、その効率的運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構の財務及び会計に関しては、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成17年法律第48号。以下「法」という。）、使用済燃料再処理・廃炉推進機構の財務及び会計に関する省令（平成28年経済産業省令第93号。以下「省令」という。）その他の法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 機構の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 機構の財政状態及び経営成績に関して、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則に従って正確に記帳整理すること。
- (3) 会計処理の原則及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(年度所属区分)

第4条 機構の会計における年度所属は、会計取引の原因である事実の発生した日により区分するものとし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日により区分する。

(経理区分)

第5条 機構の経理は、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定は資産、負債及び純資産に、損益勘定は収益及び費用に区分して行う。

2 前項の貸借対照表勘定及び損益勘定は、次の各号に掲げる勘定に区分して行う。

(1) 再処理等勘定

法第49条第1号及び第2号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理（次号に掲げるものを除く。）

(2) 再処理関連加工勘定

法第49条第1号及び第2号に掲げる業務のうち法第2条第4項第1号に掲げる再処理関連加工に係るもの並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(3) 廃炉推進勘定

法第49条第3号から第7号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

(4) その他勘定

その他の経理

- 3 前項の各々の勘定で経理すべき事項が、その都度勘定ごとに区分して経理することが困難なときは、前項の規定にかかわらず、省令第2条第3項の規定に基づきあらかじめ経済産業大臣に提出する基準に従って、一括して経理し、当該事業年度の末日等において各勘定に配分することにより経理することができる。

第2章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第6条 機構の会計においては、別に定める勘定科目により経理するものとする。

(帳簿及び伝票)

第7条 機構は、予算及び会計に関する帳簿及び伝票を備え、所要の事項を記録するものとする。

2 機構の会計取引は、伝票を用いるものとする。

3 帳簿及び伝票の種類については、別に定めるところによる。

第3章 予算及び資金計画

(目的)

第8条 予算及び資金計画は、事業計画に基づいて作成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算等の実施計画)

第9条 機構は、法58条の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び資金計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。

(支出予算の実施)

第10条 機構は、実施計画の範囲内において契約その他支出の原因となる行為を行うものとする。

(予備費)

第11条 予算の作成においては、予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(予算の流用)

第12条 支出予算は、予算の実施上適当かつ必要な場合に限り、理事長の承認を得て相互に流用することができる。ただし、次に掲げる経費については、再処理等勘定内、再処理関連加工勘定内又は廃炉推進勘定内において、当該経費の金額と他の経費との間に相互に流用する場合又は当該経費の金額に予備費を使用する場合は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該勘定内における事業管理費の役職員給与と一般管理費の役職員給与との間の流用は除く。

(1) 再処理等勘定

事業管理費
役職員給与
一般管理費
役職員給与

(2) 再処理関連加工勘定

事業管理費
役職員給与
一般管理費
役職員給与

(3) 廃炉推進勘定

事業管理費
役職員給与
一般管理費
役職員給与

(予算の繰越)

第13条 機構は、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものについては、これを翌事業年度に繰り越さなければならない。

(資金の調達及び運用)

第14条 資金の調達及び運用は、機構の事業を円滑に遂行するため、安全に、計画的かつ効率的に行わなければならない。

2 業務上の余裕金の運用に関する事項は、別に定める。

第4章 金銭の出納

(金銭の範囲)

第15条 この規程において、金銭とは現金（小切手等を含む。）及び預金（金銭信託を含む。）をいう。

2 有価証券及び金銭信託は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(残高照合)

第16条 現金残高は現金出納の終了後、毎日その残高を帳簿残高と照合する。

2 預金残高は、事業年度の各四半期ごとに取引先金融機関の預金残高証明書と帳簿残高を照合し、必要がある場合は、預金残高調整表を作成する。

(収納)

第17条 収納は、現金の受入、振込通知書等により確認するものとする。

2 収納金を確認したときは、原則として相手先に領収書を発行しなければならない。

3 毎日の収納金は、原則として即日銀行に預入れるものとする。

(支払)

第18条 支払は原則として、銀行口座振込、機構の銀行口座からの引落とし又は小切手によるものとする。ただし、機構の役員及び職員に対する支払並びに小払資金その他業務上特に必要があるものは、現金をもって行うことができる。

2 支払を行ったときは、領収書又はこれに準ずる証票を受け取らなければならない。

(手許現金)

第19条 機構は、経費の小口支払に充当するため、手許に現金を保有することができる。

(前金払及び概算払)

第20条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、別に定めるところにより前金払及び概算払をすることができる。

第5章 契約

(契約の方法)

第21条 機構は、業務方法書第30条に規定する委託契約及び第31条に規定する売買、貸借、請負その他の調達契約を締結する場合、一般競争入札によることを原則とする。

(指名競争入札)

第22条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争入札の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的により、競争に加わるものが少数で、前条の入札に付する必要がないと認められるとき。
- (2) 前条の入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他機構の円滑かつ効率的な事業運営上必要があるとき。

(随意契約)

第23条 機構の契約が次の各号の一に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (4) 前各号に規定する場合のほか、予定価格が少額の時又はその他機構の円滑かつ効率的な事業運営上必要があるとき。

2 随意契約により契約を締結しようとするときは、原則として2名以上の者から見積書を提出させなければならない。

(予定価格)

第24条 機構は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約に係る予定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(保証金)

第25条 機構は競争入札に加わろうとする者から入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合には、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(落札者の決定)

第26条 機構は、第22条及び第23条の規定により競争入札に付したときは、当該契約の目的に従い、予定価格の範囲内において原則として購入等にあつては最低の価格、売却等にあつては最高の価格による入札者に落札するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 契約の相手方となるべき者の申し込みによる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当と認められるとき。

2 契約の性質又は目的から前項の規定によりがたい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの(同項ただし書きの場合にあつては、次に有利なもの)をもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第27条 機構は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める軽易な契約については、契約書の作成を省略して、これに代わる書類をもって処理することができる。

(監督及び検査)

第28条 機構は、契約の適正な履行が確保されるようその履行状況を把握しておかなければならない。

2 機構は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、当該契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。ただし、契約の性質又は内容が監督を要しないと認められるものについては、この限りでない。

3 機構は、契約の相手方が履行を完了したとき、又は履行中において必要があるときは、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りでない。

第6章 資産

(資産の区分)

第29条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産とする。

2 流動資産は、現金及び預金、有価証券、未収金その他これらに準ずるものとする。

3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。

4 繰延資産は、開業費その他これらに準ずるものとする。

(資産の帳簿価額)

第30条 資産の帳簿価額は、原則として当該資産の取得価額とする。

(減価償却)

第31条 減価償却を要すべき、有形固定資産及び、無形固定資産の算定方法は、定額法とする。

2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数によって計算するものとする。

(固定資産の価額の削除)

第32条 固定資産が滅失し、またはこれを譲渡し、交換し、撤去し、もしくは廃棄したときは、その帳簿価額を削除する。

第7章 負債及び純資産

(負債の区分)

第33条 負債は、流動負債及び固定負債とする。

2 流動負債は、短期借入金、未払金、預り金その他これらに準ずるものとする。

3 固定負債は、退職給与引当金、拠出金見返、資産見返拠出金その他これらに準ずるものとする。

4 再処理等拠出金及び廃炉拠出金の収入額については、現金收受時に第5条2項の勘定別に拠出金見返に計上する。

5 拠出金見返に計上した額のうち、固定資産（投資有価証券、長期前払費用を除く）の取得に要した額は資産見返拠出金へ振替を行う。

(純資産の区分)

第34条 純資産は、資本剰余金及び利益剰余金又は繰越欠損金とする。

第8章 損益勘定

(収益)

第35条 収益は、経常収益及び特別利益とする。

2 再処理等勘定、再処理関連加工勘定及び廃炉推進勘定については、それぞれ、当該事業年度の費用計上額（減価償却費等を除く）を拠出金見返から取り崩して拠出金見返戻入に振替を行う。ただし、いずれかの勘定において繰越欠損金がある場合には、当該勘定における当該事業年度の費用計上額（減

価償却費等を除く)と繰越欠損金の合計額を抛出金見返から取り崩して抛出金見返戻入に振替を行う。

- 3 再処理等勘定、再処理関連加工勘定及び廃炉推進勘定において、当該事業年度の減価償却費計上額を資産見返抛出金から資産見返抛出金戻入に振替を行う。

(費用)

第36条 費用は、経常費用及び特別損失とする。

第9章 決算

(目的)

第37条 この規程において決算とは、各事業年度終了後、会計帳簿を締め切って、損益計算を行い、その期間の経営成績を確定するとともに、期末の財政状態を明らかにすることを目的とし、毎事業年度末これを行う。

(合計残高試算表)

第38条 機構は、合計残高試算表及び債務負担行為報告書については四半期ごとに作成し、省令第13条の規定により、各四半期経過後1月以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

(年度末決算)

第39条 機構は、毎事業年度終了後、すみやかに当該事業年度末における資産、負債及び純資産並びに損益の諸勘定について、所要の整理を行うものとする。

(財務諸表及び決算報告書)

第40条 機構は、毎事業年度末において、法第59条第1項及び第2項に規定する財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに事業報告書及び決算報告書を作成し、当該年度の終了後3月以内に経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の様式は、別に定めるところによるものとする。

第10章 雑則

(実施細則)

第41条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（平成28年10月25日）から施行し、平成28年10月3日から適用する。

附則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和6年4月17日）から施行し、令和6年4月1日から適用する。